

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立五日市高等学校定時制課程（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

- 1 部
教務部、生活・進路指導部を置く。
(1) 教 務 部・・・教育課程の編成及び実施、調整等の教務に関する分野、学校組織の適正・円滑な運営、学校の

- (2) 生活・進路指導部・・・生活・進路指導の計画・立案及び実施、調整等の生活・進路指導に関する分野、保健計画、環境美化指導計画の立案及び実施、調整等の保健・美化に関する分野、家庭・地域・外部組織との連携
- 2 学年
第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。
- 3 学科
第1学年、第2学年、第3学年、第4学年において普通科の課程を置く。
- 4 教科
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、商業を置く。
- 5 企画調整会議
- 6 委員会・PT
次の委員会・PTを置く。
 - (1) 防災教育推進委員会・・・防災計画の立案及び訓練の企画・実施。学校の防災及び防災についての企画・調整を行う。
 - (2) 給食運営PT・・・給食に関わる事項の企画・立案・調整等を行う。
 - (3) ICT利活用PT・・・インターネットの管理・運用及びICTを活用した学習活動に関わる事項の企画・立案・実施の調整を行う。
 - (4) 教育課程委員会・・・教育課程、校内内規、生徒募集に関わる検討・立案等を行う。
 - (5) 教科書選定委員会・・・教育目標・指導の重点及び生徒の実情等を踏まえ、最も適切な教科書の選定を行う。
 - (6) 行事検討PT・・・生活体験発表会等の行事の企画・立案・実施・改善等を行う。
 - (7) 安全衛生委員会・・・学校職員の安全・健康の確保とともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
 - (8) 学校保健（食物アレルギー対応）委員会・・・生徒の健康に関わる事項の企画・立案等を行う。
 - (9) 図書選定委員会・・・図書館の運営、図書の選定・除籍等を行う。
 - (10) エンジョイスポーツPT・・・豊かなスポーツライフに向けた生徒の資質・能力の向上を図る。
 - (11) 人間と社会PT・・・教科人間と社会に関すること
 - (12) 総合的な探究の時間PT・・・総合的な探究の時間に関すること
 - (13) 予算調整委員会・・・予算の調整を行う。
 - (14) 業者選定委員会・・・業者選定に伴う調査・検討を行う。
 - (15) 学校開放事業運営委員会・・・学校開放事業に関わる企画・調整を行う。
 - (16) 入学者選抜委員会・・・入学者選抜に関わる調整・実施。
 - (17) 教育課程PT・・・教育課程の編成、実施、管理に関すること
 - (18) 教科「人間と社会」担当・・・教科「人間と社会」の計画・実施。
 - (19) 生徒相談委員会兼学校いじめ対策委員会・・・特別支援教育、自立支援、通級に関わる諸事項の検討を行う。いじめの防止と対応を行う。
 - (20) 学校サポートチーム会議・・・生徒の問題行動への対応、学校いじめ対策委員会の支援。
 - (21) セクハラ・パワハラ等相談員・・・相談窓口
 - (22) 学校徴収金計画作成及び監査・・・学校徴収金の計画・監査に関すること
- 7 学校運営連絡協議会（別紙要綱のとおり）
- 8 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活・進路指導部の所掌とし、各部の指導業務は、所属職員及び委嘱された者が行う。
- 9 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

10 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

- 1 統括（事務統括、学校運営連絡協議会、学校開放・公開講座、入学選抜等）
- 2 給与・服務（給与、報償費、講師等研修服務、社会保険、職員カード、服務等）
- 3 歳入・学事（歳入、タイムス管理、学事、授業料、学校徴収金、PTA会費等）
- 4 経理・施設（予算執行管理、理産振設備台帳、契約全般、バランスシート等）
- 5 図書館運営全般（図書管理、台帳整理）

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、及び常勤の教職員。

3 開催

定例会は、原則として週に1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 部活動

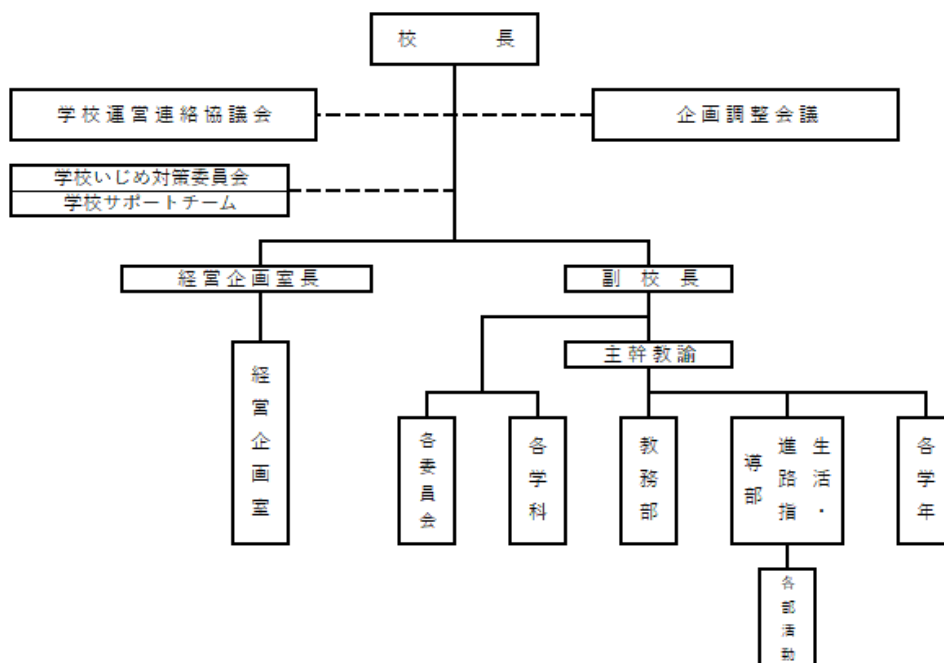
以下の部活動を置く。

テニス部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部

和太鼓部、イラスト・パソコン部、軽音部、天文部

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

(附則) この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和5年4月1日から施行する。